

人権擁護の推進等に関する提言

人権擁護の推進を図り、住民の基本的人権を護るために、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人権尊重の理念を啓発し、あらゆる差別や虐待などの人権侵害を防止するとともに、被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立し、制度の積極的な周知を図ること。
2. 人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚に向けた人権教育及び啓発の一層の推進を図ること。
3. インターネット上における人権侵害を予防するため、より実効性のある制度を確立すること。
4. 保護司会の活動が円滑に行われるよう、活動分担費に対する財政措置の拡充を図ること。